

36 川口市における住宅工事に伴う大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件

(平成22年(ゲ)第5号事件)

(1) 事件の概要

平成22年11月8日、埼玉県川口市の住民1人から、住宅施工会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の体に障害が起きたのは、被申請人が施工した住宅建築工事で、木くず、化学物質、臭いを発生させたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。